

令和 7 年度（2025 年度）つくば市高校奨学生募集要項

1 支給対象要件

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在において、以下の全ての要件に該当すること。

- (1) 高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学中であること。
- (2) 在学期間が修業年限を超えていないこと。ただし、定時制の課程及び通信制の課程については、在学期間が 4 年を超えていないこと。
- (3) 奨学金の支給を受けようとする本人及びその生計を維持する者が、つくば市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ、生活保護法第 17 条第 2 号の規定による生業扶助を受けていないこと。
- (5) 品行方正、成績優秀及び志操堅実であること。
- (6) 成業の見込みがあること。
- (7) 他のものから奨学資金の支給又は貸付けを受けていない(受ける予定がない)こと（茨城県教育委員会が実施する「奨学のための給付金制度」を除く。）。

2 支給額

月額 10,000 円（給付型・返済不要）

3 支給期間

令和 7 年（2025 年）4 月から令和 8 年（2026 年）3 月まで
（8 月及び 1 月にそれぞれ 6 月分をまとめて支給）

4 提出書類及び提出期間

種 類	提出期間 (必着)	備 考
(1) 奨学金支給申請書（様式第 1 号）	4 月 1 日 から 4 月 30 日 まで	
(2) 成績証明書（様式第 2 号）		令和 7 年度(2025 年度)に高等学校等へ入学した方は、前年度に卒業した中学校等で取得
(3) 住民票謄本 (本人を含む世帯全員分で、続柄及び本籍が記載されているもの)		証明日が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降であること
(4) 令和 6 年分の課税証明書又は非課税証明書	6 月 2 日 から 6 月 13 日 まで	6 月 2 日以降に市役所窓口等で取得 (本人を含む世帯全員分（但し、平成 21 年（2009 年）4 月 2 日以降に生まれている方については、省略可）

※(4)は、提出期間が(1)から(3)までと異なりますので、お忘れのないように御注意ください（書類の提出がない場合は、支給対象となりません。）。

5 提出方法

つくば市教育局教育総務課(本庁舎4階)へ直接又は郵送により提出

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育局 教育総務課 電話 029-883-1111 (内線 4620)

6 支給決定及び支給の時期

7月上旬に開催予定の奨学生選考委員会を経て、教育委員会において支給対象者を決定し、4月分から遡って支給します(初回支給は8月を予定)。

7 その他

- (1) 奨学金の振込先口座は、支給対象者(高校生)本人名義の口座に限ります。
- (2) 支給対象者に決定した場合は、年度末に当該学年の学生生活を振り返る報告書を提出していただきます。

【問合せ先】

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育局 教育総務課

TEL : 029-883-1111 (内線 4620)

令和7年度(2025年度)つくば市教育委員会 奨学金申請についてのフロー

